

対象債権一覧

非強制徴収公債権（公債権で滞納処分規定を有していないもの）

私債権

担当課	整理番号	種別	時効期間	時効援用	内容説明
障がい者支援室	1	知的障害者施設負担金	5年	不要	18歳以上の知的障害者に対し、障害者支援施設等への入所等の措置を行った場合に徴収する負担金。
地域福祉課	2	専修学校等技能取得資金貸付金元利収入	(※)10年	必要	同和関係者又はその子弟であって、経済的な理由により専修学校等において修業することが困難な者に対して貸付けた、技能習得資金貸付金の元利収入。
	3	若年者専修学校等技能習得資金貸付金元利収入			経済的な理由により専修学校等において修業することが困難な者に対して貸付けた、技能習得資金の返還金の元利収入。
生活支援課	4	生活保護費返還金	5年	不要	63条返還金・・・被保護者が、資力があるにもかかわらず、急迫支給（※）・過誤支給を受けた場合の返還金。急迫支給は、平成30年9月30日までに支給した部分に限る。 ※急迫支給・・・生活保護費の受給当時に、年金の溯及的受給などにより資力を得たときに、本来支払う必要のなかった保護費について返還を求めたもの。 78条徴収金・・・不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた場合の徴収金。平成26年6月30日までに支給した部分に限る。
国保年金課	5	国民健康保険医療費返還金	5年	不要	他市町村への異動や社会保険等への切替え等により、国民健康保険の受給資格を喪失したにもかかわらず、資格喪失の届出をせず、所持していた国民健康保険証を提示して療養を受けた場合の返還金。
環境課	6	し尿処理手数料	5年	不要	公共下水道や合併浄化槽等を整備していない家庭に対し、し尿の汲み取りを行う手数料。
下水道課	7	農業集落排水処理施設使用料	5年	不要	
上水道課	8	水道使用料	(※)2年	必要	
建築政策課	9	住宅使用料	5年	必要	市営住宅入居者の賃料債権。
	10	公共賃貸住宅使用料			市営住宅（大橋団地）入居者の賃料債権。
	11	駐車場使用料			市営住宅利用者の駐車場使用料。
人権政策課	12	住宅改修資金貸付金元利収入	(※)10年	必要	歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に係る、住宅の改修を行うための資金の貸付金の元利収入。
	13	住宅新築資金貸付金元利収入			歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に係る、住宅の新築を行うための資金の貸付金の元利収入。
防災食育センター	14	小・中学校給食費	(※)2年	必要	
	15	その他給食費			教職員並びに給食センター職員の給食費。
	16	行橋京都学校給食センター賄材料費未納金			公会計化する前（平成24年度、平成25年度）に発生した、学校給食費未納分。
学校管理課	17	児童クラブ負担金	(※)2年	必要	就労や疾病等の理由で、放課後、家に帰っても保護者のいない家庭の児童を預かる、放課後児童クラブの入所料。
	18	児童クラブ保険料個人負担金			放課後児童クラブ入所児童の傷害、その他事故等に係る損害保険料。
	19	児童クラブ賄代			放課後児童クラブ入所児童のおやつ代。
	20	奨学資金貸付金元利収入：高校	(※)10年	必要	
	21	奨学資金貸付金元利収入：大学			
財政課	22	土地貸付収入	5年	必要	普通財産である土地の貸付収入。
	23	市民会館使用料	5年	不要	

※ 令和2年4月1日以降に発生する私債権については、民法第166条第1項第1号により、時効期間はすべて5年となる。